

第三次和歌山県消費者教育推進計画について

○計画の目的

社会状況の変化や第二次計画の評価・課題を踏まえ、「**自ら考え自ら行動する**」**自立した消費者を育成**を目指し、より一層効果的な消費者教育を推進する

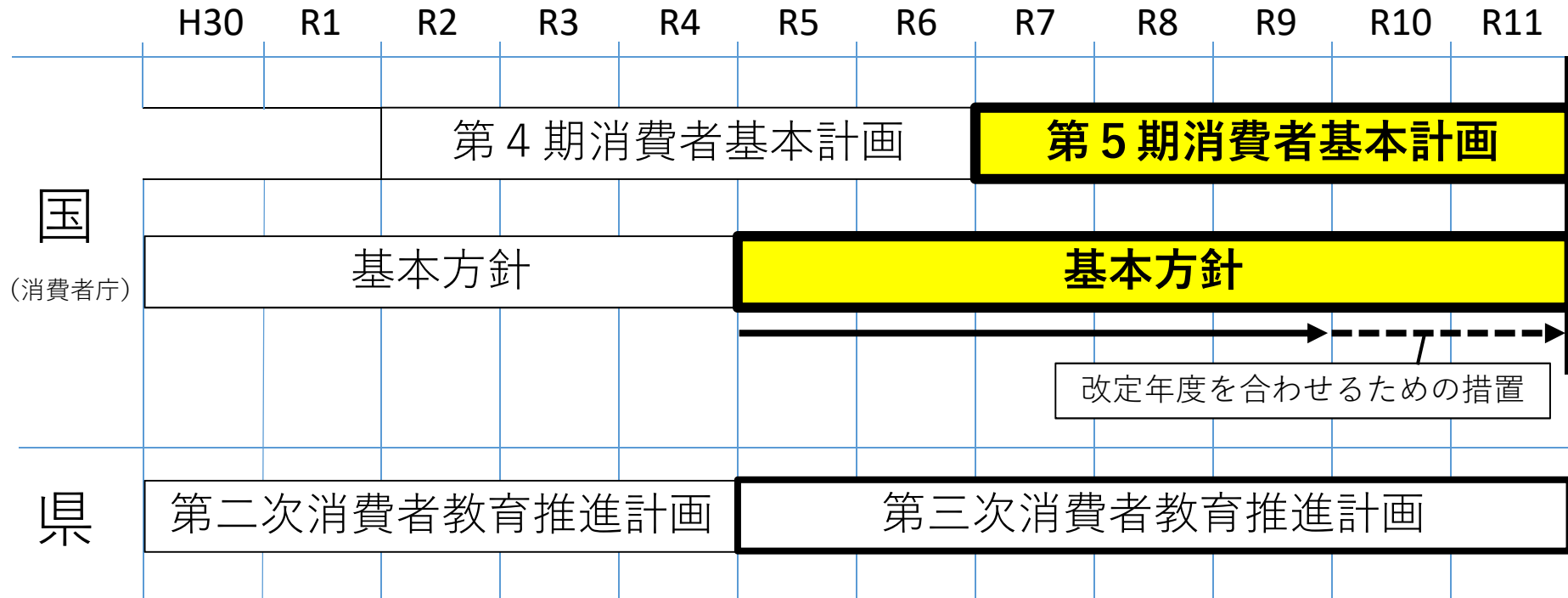
○計画の位置づけ

- ・ 「消費者教育推進法」第10条第1項に基づき策定する
都道府県消費者教育推進計画
(国の「基本方針」を踏まえて策定する計画)
- ・ 「和歌山県長期総合計画」の実施計画

○計画の期間

- ・ 国の次期基本方針に準じ7年間とする（R5～R11）
ただし、社会経済情勢の変化や基本方針の変更等、必要に応じて見直しを行う

(参考) 計画期間について



<国が「基本方針」の期間を7年間にする理由>

- ・ 「消費者基本計画」と対象期間を一致させるための方針が閣議決定
- ・ 次期基本方針に限り 5年から7年に変更

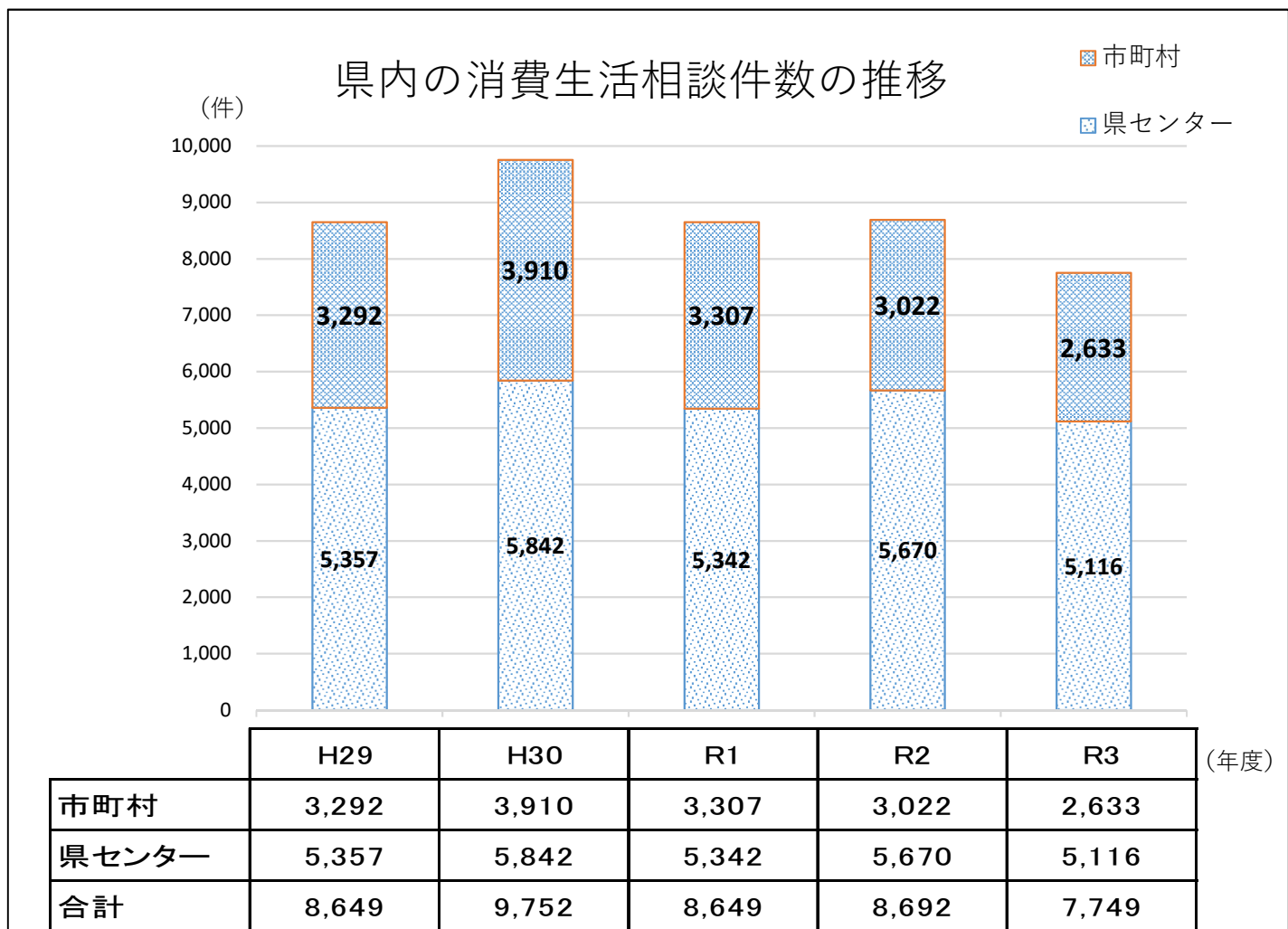
消費者を取り巻く現状

1 社会状況の変化

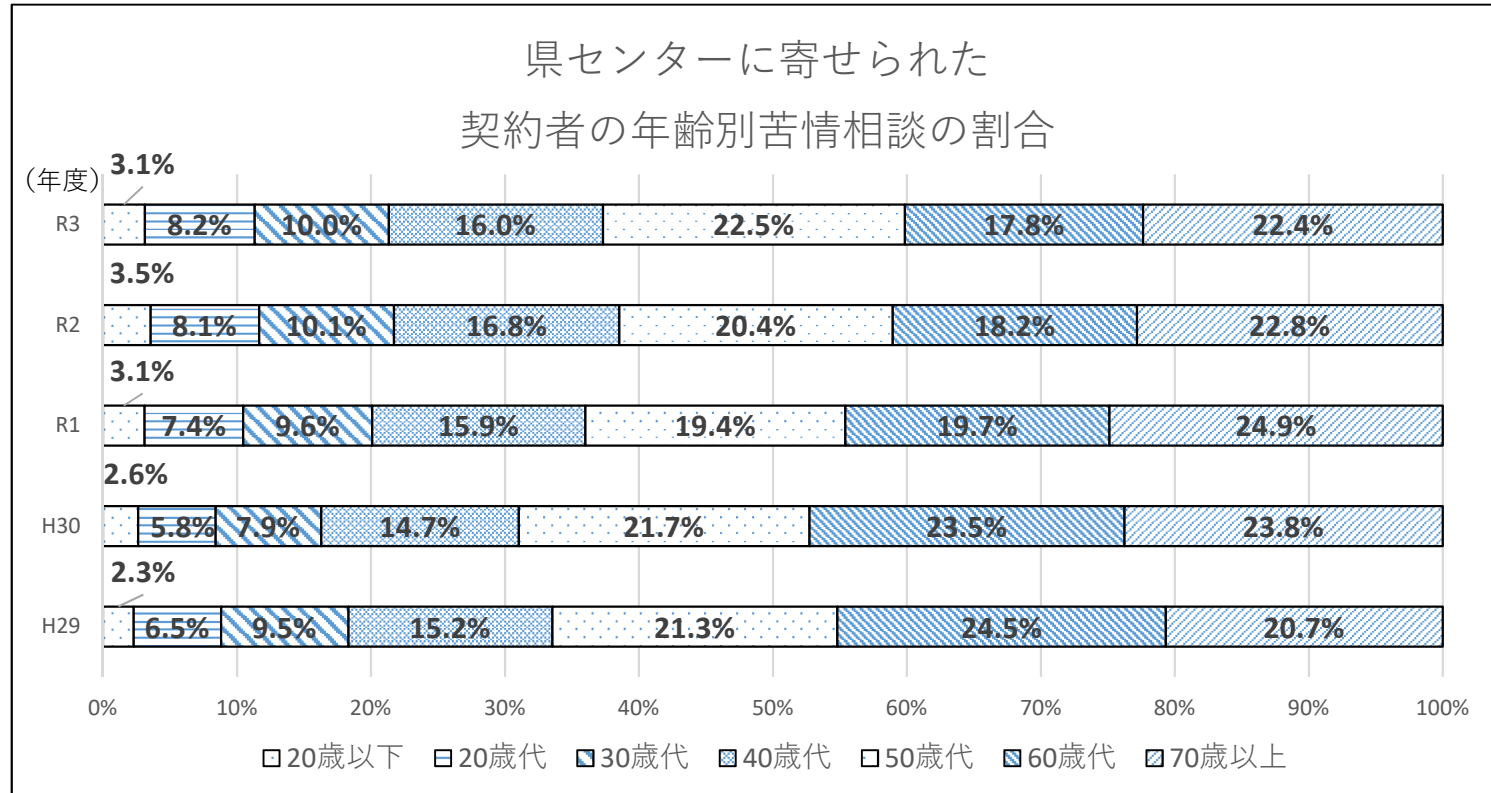
①高齢化の進行	<ul style="list-style-type: none">・65歳以上（高齢者）割合：32.8%・一人暮らしの高齢者：65歳以上人口の23.0% ⇒一人暮らしの高齢者はトラブルに遭いやすく、トラブルに対する救済が遅れることで深刻な被害になる恐れがある
②成年年齢引下げ	<ul style="list-style-type: none">・令和4年4月1日民法改正・社会経験の乏しい若年者における消費者被害の増加懸念 ⇒特に、在学中に成人となる高等学校においては、新学習指導要領を踏まえ消費者教育の充実を図る必要がある
③デジタル化の進展	<ul style="list-style-type: none">・スマートフォン保有世帯率：88.6%・ICT普及により、手軽にデジタル空間にアクセス＝消費生活の利便性向上 ⇒デジタル関連の消費者トラブルの増加懸念
④感染症の拡大や自然災害等の発生	<ul style="list-style-type: none">・非常時において、被害（被災）に便乗した悪質商法等の消費者トラブルが急増する傾向・本県においても南海トラフ地震等による被災が想定されている ⇒平時から消費者教育において自らの消費行動について考えることが重要
⑤持続可能な社会の形成と消費行動	<ul style="list-style-type: none">・SDGs（持続可能な開発目標）の推進・「消費者市民社会」の形成

2 本県における消費生活相談の状況

(図表 1)



(図表 2)



(図表 3)

順位	H29 (件)	H30 (件)	R1 (件)	R2 (件)	R3 (件)
1	ウェブサイト関連 703	架空請求はがき 824	ウェブサイト関連 591	ウェブサイト関連 544	化粧品 221
2	架空請求はがき 700	ウェブサイト関連 752	健康食品 318	健康食品 371	健康食品 195
3	固定通信回線 227	固定通信回線 203	架空請求はがき 277	化粧品 207	不動産貸借 165
4	健康食品 171	健康食品 194	固定通信回線 161	固定通信回線 169	携帯電話サービス 119
5	不動産貸借 129	工事・建築 131	化粧品 152	保健衛生品 141	固定通信回線 117
6	テレビ放送サービス 128	不動産貸借 125	不動産貸借 148	不動産貸借 140	工事・建築 106
7	工事・建築 108	修理サービス 125	工事・建築 134	携帯電話サービス 118	電気 103
8	化粧品 92	携帯電話サービス 102	電気 117	工事・建築 109	修理サービス 97
9	修理サービス 90	電気 96	修理サービス 108	四輪自動車 98	アダルト情報 95
10	携帯電話サービス 82	四輪自動車 89	携帯電話サービス 94	電気 92	異性交際関連サービス 88

※令和 3 年 4 月から全国共通システムの運用基準改定により「ウェブサイト関連」が細分化された。

(計画改定までの流れ)

消費生活審議会 (本日)
<消費者教育推進部会への付託>

消費者教育推進部会 (2~3回程度予定)
<計画案の審議>

パブリックコメントの実施

消費生活審議会
<計画案の議決>

計画の改定